

## 京都大学法律相談部同窓会個人情報保護規程

令和5年12月6日制定

(目的)

第1条 この規程は、京都大学法律相談部同窓会（以下「同窓会」という。）が、その活動目的のために保有する個人情報の取得、保管及び利用について必要事項を定め、同窓会活動の推進を図りつつ、個人情報の適切な保護を行うことを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で個人を識別できる情報をいい、同窓会が事業上取得し、又は作成した次の情報を含む。

- (1) 入学年
- (2) 京都大学法律相談部卒業年
- (3) 氏名(旧姓を含む。)
- (4) 会員個人の連絡先
- (5) 勤務先に関する情報
- (6) 会員の自宅に関する情報

(個人情報の利用目的)

第3条 同窓会が取得し、保有する個人情報の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 京都大学法律相談部同窓会総会の案内
- (2) 同窓会誌『法苑』発行の案内及び寄稿の依頼
- (3) 通常相談等の京都大学法律相談部の活動への協力の依頼
- (4) その他同窓会活動に関するお知らせ

2 前項に定める利用目的は、同窓会ホームページによって公表する。同項の利用目的を変更した場合も、同様とする。

3 同窓会は、第1項に定める利用目的以外の目的で取得し、又は保有する個人情報を利用しない。ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合及び法令の定めによる場合は、この限りでない。

(個人情報の取得)

第4条 同窓会が取得し、保有する個人情報は、前条第1項に定める利用目的のために必要な範囲内に限るものとする。

2 個人情報の取得は、次のいずれかの方法による。

- (1) 本人の同意に基づく他の同窓会会員からの書面又は電磁的記録の取得
- (2) 本人からの書面又は電磁的記録の取得

3 前項の方法による取得が不可能又は著しく困難な場合は、個人情報管理責任者が適切と認める方法によるものとする。

4 個人情報を取得しようとする場合は、偽りその他不正な手段を用いてはならない。

(個人情報管理責任者)

第5条 同窓会は、個人情報管理責任者を置き、京都大学法律相談部同窓局長がその任に当たる。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を行う。

(個人情報の維持管理)

第6条 同窓会は、個人情報の取得、利用及び提供を適切に管理し、保有する個人情報の紛失、漏洩、不正使用及び改ざんを防止するとともに、その正確さの維持に努めるものとする。

2 個人情報の処理を外部に委託する場合は、個人情報の取扱いを適切に行っている業者と秘密保持契約を締結した上で委託し、個人情報の適切な維持管理に努めるものとする。

(個人情報の提供)

第7条 同窓会が保有する個人情報の提供は、第3条第1項に定める利用目的の範囲に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、同窓会が保有する個人情報を必要な範囲において第三者に提供することができる。

(1) あらかじめ本人の同意を得た場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の開示)

第8条 同窓会は、保有する個人情報について、当該個人情報によって特定される本人から、保有する個人情報について開示を求められた場合は、開示を求めてきた者が当該個人情報によって特定される本人であることを合理的かつ適切な方法で確認した後に、個人情報を開示するものとする。

2 前項による開示を求める申出先は、京都大学法律相談部同窓会窓口とする。

(個人情報の訂正、削除又は利用の停止)

第9条 同窓会は、保有する個人情報について、当該個人情報によって特定され

る本人からデータの訂正、削除又は利用の停止（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、訂正等を求めてきた者が当該個人情報によって特定される本人であることを合理的かつ適切な方法で確認した後に、必要な措置を講じるものとする。

2 訂正等の申出先については、前条第2項の規定を準用する。

（関係者の苦情等の申立て及び処理）

第10条 同窓会は、保有する個人情報及びその取扱いについて、当該個人情報によって特定される本人から苦情を受けた場合、状況に応じて迅速かつ適切な対応を行うものとする。

2 前項に定める苦情の申出先については、第8条第2項の規定を準用する。

（法令等の遵守及び規程の改定）

第11条 同窓会は、個人情報に適用される法令、国が定める指針その他の規範を遵守するとともに、会員の個人情報を適切に管理していくために、国の法令等の改正に従って、この規程を改定するなど、継続的な改善に努めるものとする。

2 同窓会は、この規程を継続的に改善していくために、幹事会を置くものとする。

3 幹事会は、京都大学法律相談部同窓会の会長、副会長及び事務局長並びに京都大学法律相談部の部長及び同窓局長から構成されるものとする。

4 この規程の改定は、幹事会に出席した構成員の過半数の議決によってこれを行い、可否同数のときは、同窓会会長の決するところによる。

附 則

この規程は、令和5年12月6日から施行する。

#### 【申出先】

京都大学法律相談部同窓会窓口

e-mail : kyoudaihousou@gmail.com